

とよた地域クラブ活動展開プラン【概要版】

～こどもと地域がつながる新しいカタチ～

1 豊田市の現状と課題

少子化による部活動
種目数の減少
H21→R6
17・3%減

時間外在校等時間が
月 45 時間を超える
教職員の割合
R2 中学校 58%

こどもにやさしいまちの実現
豊田市こども条例
ともにこどものミライに夢と希望をつくる
第9次豊田市総合計画
(ミライ実現戦略 2030)

このままではこどもの選択肢が縮小し、教員が疲弊。こどものミライに夢と希望がつかれない。

2 目標と方針

(1) 基本目標

スポーツ・文化芸術活動等を通じ、こどもが地域社会とつながり、
生涯にわたって活躍できる「人づくり」及び「まちづくり」の推進



こどもたちがスポーツや文化活動を
思いっきり楽しんでいる

こどもが地域の大人とつながる
ことで地域への愛着を感じ
地域の未来を担う大人へと成長



(2) 基本方針

令和8年度の夏以降、「学校部活動」を、地域主体で実施する「とよた地域クラブ活動」へ

方針① こどもファースト

- こどもの多様なニーズを満たし、自主性や社会性が育まれる活動
- 家庭や地域の事情に関わらず、全てのこどもが多様な機会から選択できる活動

方針② 地域で育み、共に楽しむ

- 地域の宝であるこどもを地域が主体となって育み、共に楽しめる持続可能な活動
- 地域の実情を踏まえ、地域で種目の新設や見直しを提案できる活動

方針③ 豊田市の強みを生かす

- 市内で活動する多様なスポーツ・文化芸術団体や企業、大学等と連携した活動
- 全中学校区に既に設置している地域学校共働本部を生かした地域ぐるみの活動



3 とよた地域クラブ活動の概要

(1) 活動方針

勝利至上主義に陥らず、生涯スポーツ・生涯学習の視点に立ち、こどもたちが自ら進んでスポーツ・文化芸術活動等に親しむ資質や能力を育成するとともに、様々な体験を通じて将来を考えるきっかけとなる活動を目指す。

(2) 対象者

市内在住の中学生を基本とし、クラブ運営に支障がない範囲で小学生の参加も可とする。

(3) 指導者等

① 指導者の区分

| 区分 | 役割 | 謝金 |
|-------|------------------------------------|----|
| 技術指導者 | 技術的な指導、練習メニューの作成、地域学校共働本部との連絡調整 など | 有 |
| 補助員 | 技術指導者のサポート・代理(安全管理のための見守り) など | 有 |

- ・準備等の活動支援や、一緒に活動を行う「地域サポーター(無償)」も合わせて募集
- ・教員の参加も可(兼職兼業届を提出)

② 配置基準

- ・登録は1種目に2人以上(技術指導者は必ず1人以上)を基本とする。
- ・活動中は2人の配置を基本とし、活動の安全性が確保できる場合は1人の配置も可とする。
- ・参加者が多い場合や種目の特性に応じ必要性が認められる場合は増員配置を可とする。

③ 保険

市が一括して傷害・賠償責任保険に加入し、保険料も市が負担する。

(4) 活動場所

- ・基本的に部活動と同様とする(学校グラウンド・体育館・本校舎)。
- ・通学する中学校に希望する種目がない場合は、他の中学校で行われている活動も選択可能
- ・複数の地域が合同で活動する場合は、地域の事情に応じて活動場所を調整
- ・一般利用を阻害しない範囲で、スポーツ施設や交流館等の地域施設の利用も可能

(5) 活動日時

- ・基本的に部活動と同様とする(授業後～日没前/平日3日、土日はいずれか3時間程度)。
- ・冬季(11月～1月)の平日は活動時間が短いため、原則、種目ごとの活動を休止する。

<参考①: 令和5年 日の入時間(愛知県)>

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18:13 | 18:38 | 19:01 | 19:11 | 18:56 | 18:20 | 17:37 | 16:59 | 16:40 | 16:51 | 17:20 | 17:47 |

<参考②: 現状(冬季)>

活動休止: 8校、10～20分程度活動: 14校、30分程度活動: 6校

- ・冬季の代替策として、土日両日3時間程度の活動を認める。

(6) 活動内容

- ・種目は、令和8年度（移行年度）は各中学校の部活動種目をそのまま継続し、令和9年度から新たな魅力を創造していくため、新種目の設置を積極的に認めていく。

<新種目設置条件>

- ①種類 こどもたちの自主性や社会性を育む持続可能な活動

例 レクリエーション、アウトドアスポーツ、アーバンスポーツ
 伝統芸能、研究会、メディア芸術、舞台芸術
 その他、スポーツ・文化的な要素を含む多様な活動 等

- ②人数 団体競技：競技人数以上の中学生の参加が見込める（例：野球9人以上）
 その他：中学生5人以上の参加が見込める

※合同活動についても同条件とする

- ③その他 技術指導者、主な活動場所等の見込みあり

こどものニーズを踏まえ
 地域クラブコーディネーターが企画
 学校運営協議会が検討

市

- ・こどもたちの体験機会を重視し、複数種目・活動への参加を認めるとともに、クラブ運営に支障がない範囲で、いつでも体験参加できることとする。

(7) 大会・コンクール

- ・学校部活動を母体とし、市町村が主体となって発足したチームについては、愛知県中学校総合体育大会等にすべての種目が参加可能 → 「とよた地域クラブ活動」は参加可能

<今後の見通し>

- ・中学校体育連盟が主催する大会については、国・県とも地域クラブ活動の参加に門戸を開きつつも、学校部活動に参加するこどもたちの不利益が生じないように、関係機関と調整を図りながら進めているため、動向を注視していく。
- ・また、上記大会をはじめ、競技団体等が主催する大会やコンクールについても、これまで部活動顧問である教員がその運営の一部を担ってきたため、今後は教員以外の者が運営スタッフとして関わる仕組みを設けるなど、持続可能な運営の仕組みづくりを主催者とともに模索していく。

(8) 費用

- ・こどもたちが誰でも気軽に参加できるよう原則無料とする（これまで学校ごとに徴収していた部費等の徴収は行わず、備品の購入や修繕など活動にかかる経費は市が負担）。
- ・ただし、傷害・賠償責任保険は市で一括加入し（必須）、保険料は各家庭の負担とする。

(9) 運営

- ・「豊田市中学校部活動ガイドライン」を参考に、練習計画の作成や安全管理、学校との連携内容等を明示した「とよた地域クラブ活動ガイドライン」を作成
- ・市、地域学校共働本部、学校が日常的に連携できる仕組みを整えるとともに、地域住民に活動日や活動内容、大会日程などを周知するための手法を検討
- ・種目（チーム）ごとの連絡については学校を介さず、個人の連絡先交換なしで指導者と保護者間での連絡やスケジュール管理ができる専用のアプリを導入



4 持続可能な活動に向けて

(1) 人材バンク

愛知県の「あいち地域クラブ活動人材バンク」の活用に加え、人材登録・管理機能を有する本市独自の人材バンクの運用によって人材を確保し、必要な地域に必要なタイミングで指導者を派遣

(2) 指導者研修プログラム

面接のほか、指導前、指導中に受講する2段階の研修を用意し、安心安全で質の高い指導を実現

| 研修名称 | | 方法 | 内容 | 受講時期 |
|---------|-------|----------|---------------------|-----------|
| 指導基礎研修 | | 映像 | 活動理念、ハラスメント防止、安全管理等 | 指導前【受講必須】 |
| 指導力向上研修 | 集合研修 | 講義 | コーチング方法、緊急対応の実践 | 指導中【受講推奨】 |
| | 種目別研修 | 映像 講義 | 種目に特化した技術指導方法 | |

※対象：技術指導者・補助員（地域サポーター・保護者等にも案内）

(3) 応援制度

地域社会全体でこどもを支える仕組みとして、地域や企業から財政支援や物品支援、その他人材の支援等を募る応援制度を創設し運用

5 その他環境整備

(1) こども向けスポーツ・文化芸術活動に対する支援

こどもたちの選択肢を広げるため、とよた地域クラブ活動以外の様々な活動も幅広く支援

① 活動の紹介

こどもたちがいつでも気軽に活動検索できる「スポーツ・文化芸術活動検索サイト」を開設（中学生の受け入れを希望する活動者や競技団体等が直接情報更新できる仕組みを構築）

② 指導者の紹介

人材バンク登録者を活動団体に紹介できる仕組みを整備

(2) 小学生の環境整備

「とよた地域クラブ活動」等への参加を促進するためには、小学生の環境整備も一体的に推進

① 小学校単位でのクラブ活動

一部の小学校で地域活動として行われているクラブ活動を他地域にも広げていく。

② とよた地域クラブフェスタ

中学校区ごとに「とよた地域クラブ活動」を小学生向けに紹介する体験イベントを開催

③ 小学生向けスポーツ・文化芸術体験機会の充実

大学や企業、関係団体と連携し、多様な体験機会を提供

6 計画期間

国が定めている改革推進期間の最終年度から、改革実行期間の最終年度までの7年間とする。

| 年度 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|---------------|--------|----|----|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| | 改革推進期間 | | | 改革実行期間 | | | | | |
| 豊田市部活動地域展開プラン | 準備 | 策定 | | 地域展開 | | 見直し | | | |
| 地域指導者の参画 | 土日のみ | | | 土日 + 平日 | | | | | |

計画期間の中間年となる令和10年度には、新たな仕組みの効果検証や全国的な状況を踏まえ、必要に応じて柔軟なタイミングで見直しを行う。